

地域包括支援センター

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、松山市では13か所のセンターと2か所のサブセンターを設置しています。

地域の高齢者の
介護予防・総合相談支援の
拠点です

担当地区	名 称	所在地	電話番号・FAX
五明・伊台・湯山・ 道後・湯築・桑原	松山市地域包括支援センター湯築・桑原・道後	持田町1丁目3-30	☎ 993-5666 FAX 993-5668
	サブセンター五明・伊台・湯山	末町甲9-1 (愛媛県在宅介護研修センター 3階)	☎ 993-5661 FAX 993-5691
石井東・石井西・ 浮穴・久谷	松山市地域包括支援センター石井・浮穴・久谷	東石井7丁目3-32 (JA松山市施設、南中学校東隣)	☎ 957-0808 FAX 957-3303
	サブセンター浮穴・久谷	東方町甲1272-1 (JAえひめ中央施設、荏原小学校北隣)	☎ 905-8889 FAX 905-8778
久米・小野	松山市地域包括支援センター小野・久米	鷹子町740 (鷹子ふれあい館2階、たかのこの湯東隣)	☎ 970-3761 FAX 975-7620
番町・八坂・ 東雲・素鷺	松山市地域包括支援センター東・拓南	柳井町2丁目85番地	☎ 915-7760 FAX 915-7763
雄郡・新玉	松山市地域包括支援センター雄郡・新玉	千舟町8丁目128-1 (JAえひめ中央施設、太陽市北隣)	☎ 993-7220 FAX 993-7221
清水・味酒	松山市地域包括支援センター味酒・清水	清水町3丁目15 (清水小学校北校舎1階)	☎ 911-1135 FAX 911-1140
余土・垣生	松山市地域包括支援センター垣生・余土	保免西4丁目5-25 (余土中学校北隣、盲天外通り)	☎ 989-7600 FAX 971-6510
生石・味生	松山市地域包括支援センター生石・味生	別府町177-1 (味生ふれあいセンター 1階)	☎ 953-3888 FAX 952-3890
宮前・三津浜・ 高浜・興居島	松山市地域包括支援センター三津浜	祓川2丁目10-23	☎ 953-1130 FAX 953-1150
中島	松山市地域包括支援センター中島	中島大浦1626 (中島支所3階)	☎ 997-0454 FAX 997-0454
潮見・久枝	松山市地域包括支援センター潮見・久枝	鴨川二丁目12-8	☎ 994-8765 FAX 994-8766
和気・堀江	松山市地域包括支援センター和気・堀江	堀江町甲338-2	☎ 911-8005 FAX 911-8006
浅海・立岩・難波・ 正岡・北条・河野・粟井	松山市地域包括支援センター北条	河野別府937-1 (北条社会福祉センター 1階)	☎ 992-0117 FAX 992-0118

※お住まいの担当地域包括支援センターをお知りになりたい人は、松山市役所長寿福祉課にご連絡ください。

問合せ先：松山市長寿福祉課 ☎948-6949
FAX934-1832



松山市版 認知症 ケアパス (まつやまオレンジぶっく)

令和 8 年 7 月改訂版

認知症になっても
安心して
暮らせるまちの
ガイドブック

「まつやま オレンジぶっく」とは…

認知症は、高齢になれば誰にでも起こりうる病気ですが、「予防」や「早期発見・早期治療」することで、発症や進行を遅らせることは十分可能です。

本パンフレットでは、認知症について知っていただき、早期に相談、そして受診するための基本的な情報を掲載しています。



ざんこちゃん

ざんちゃん

松山市認知症予防
啓発キャラクター



幸せになろう。
松山市
MATSUYAMA CITY

理解しよう“新しい”認知症観

2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が施行されました。認知症本人とその家族が安心して暮らせる社会の実現に向けて、認知症本人の思いや考えを尊重しながら、さまざまな施策を進めていくことを基本理念としています。

この法律では“認知症になったら何もできなくなる”という誤解をなくし、新しい認知症観を理解することが、国民一人ひとりに求められています。



■支えるあなたに知っておいてほしいこと

本人の意思を尊重するために特別な対応は必要ありません。認知症の症状があっても、感情は豊かに残っており、一緒に喜びを分かち合うことができます。本人の思いや考えを確認しながら接することを心がけましょう。



- 目線を合わせ、目を見て話す
- 短いことばで、ゆっくりと話す
- 表情や態度、身ぶりからも理解する・伝える など
- × 後ろから声をかける、急に大きな声を出す
- × 一度に多くを聞く、すぐに返答を求める
- × けわしい表情をする、無視する、こども扱いする など

もくじ

■ 認知症を理解する 2

■ 認知症の早期発見・早期受診 3

■ 認知症の人と接するとき大切なこと 7

■ 認知症予防のための生活習慣のポイント 8

■ 認知症の進行と主な症状の例 9

■ 認知症の進行に合わせて受けられるサービスの例 11

■ 目的別支援内容 13

■ 地域包括支援センター 裏表紙

認知症を理解する



認知症とはどんな病気？

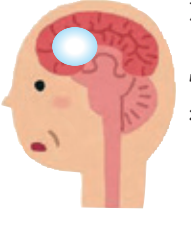
認知症は、様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなるために起こる脳の病気です。物忘れがひどくなったり、できていたことができなくなり、日常生活に支障がある状態をいいます。

■認知症と老化による物忘れの違い

認知症による物忘れ	老化による物忘れ
体験の全部を忘れる ご飯を食べた後、食べたこと自体を忘れてしまう。	体験の一部を忘れる ご飯を食べた後、食べた物を忘れることがある。
物忘れの自覚がない 忘れていること自体に気づかなくなる。 ヒントを出されても思い出せない。	物忘れの自覚がある 自分で忘れっぽいことを理解している。 ヒントを出されたら思い出せる。
親しい人やなじみの場所がわからなくなる 家族の顔や自宅の場所がわからなくなる。	親しい人やなじみのある場所は忘れない 毎日一緒にいる家族や自宅の場所を忘れることはない。
性格に変化がある 怒りっぽくなったり、頑固になったりする。	性格は変わらない 性格や態度に変化はない。

※日常生活の中での「物忘れ」は年を重ねると誰にでも出てくるものですが、認知症は老化による「物忘れ」とは異なります。その「物忘れ」が認知症によるものか、老化によるものかの違いを知っておくことが大切です。

■主な認知症のタイプ別特徴

アルツハイマー型認知症  記憶障害が著しく、最近の記憶（短期記憶）が不得意になるのが特徴です。一番多いタイプの認知症です。 【症状の例】 ・少し前のできごとを忘れる ・同じことを何度も聞く ・日にちがわからなくなる	脳血管性認知症  記憶に問題があっても、理解力や判断力がある程度保たれているのが特徴です。（まだら認知症） 【症状の例】 ・意欲の低下 ・手足に麻痺がある ・言葉が出てこない
レビー小体型認知症  物忘れは比較的軽いですが、うつ状態や幻視、病状の波（変化）が大きいことが特徴です。 【症状の例】 ・いないはずの人や虫が見えると言う ・夜中に寝ぼけて大声を出す	前頭側頭型認知症（前頭側頭葉変性症）  意欲や理性、感情をコントロールすることが難しくなります。自己中心的な性格に変わり、反社会的・反道徳的な行動をとるのが特徴です。 【症状の例】 ・店の商品を勝手に持ってきてしまう ・決まった時間に同じ行動をとる

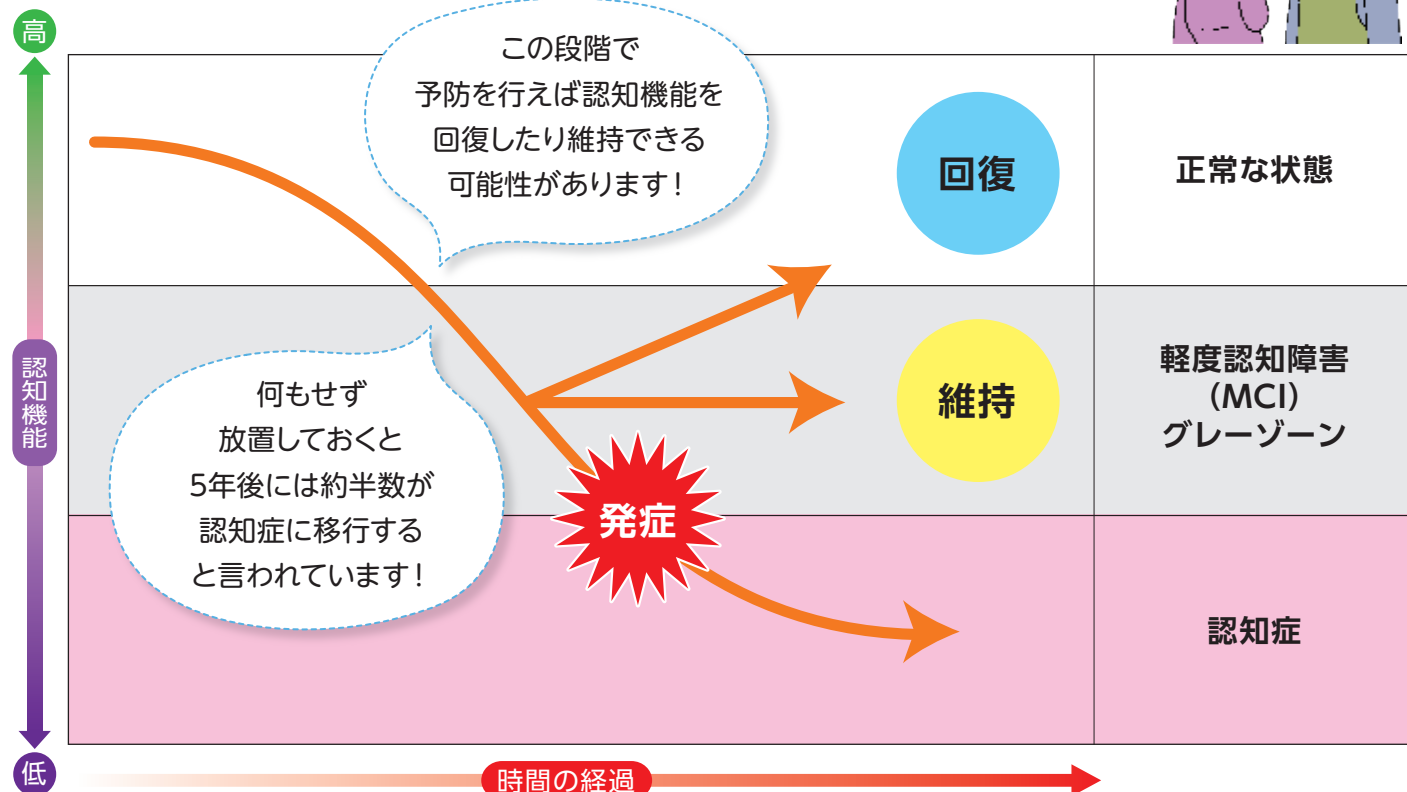
※この他にも、正常圧水頭症、甲状腺機能低下症、慢性硬膜下血腫などの病気によっても認知症のような症状が出る場合があります。これらは適切な治療（手術や服薬など）によって症状を改善することが可能です。

認知症の早期発見・早期受診

軽度認知障害(MCI)の発見と対処が重要です

認知症はいきなり発症するわけではなく、一歩手前のグレーゾーンがあります。その段階のことを「軽度認知障害(MCI)」といい、物忘れはあるものの日常生活には支障がほぼないのが特徴です。また、物忘れ以外にもなんとなく元気がなく、意欲が低下する様子がみられることもあります。

■認知機能低下のイメージ



若年性認知症とは？

- 若年性認知症とは、64歳以下で発症した認知症の総称であり、病名ではありません。
- 初期症状として気分が落ち込んだり、やる気が出ない、眠れないなど、うつ病や更年期症状と類似する点があります。
- 若年性認知症は、40～50代の働き盛り世代で発症するために、本人だけでなく、家族の生活にも影響が大きく、早期発見、早期治療が重要です。

若年性認知症
についての
専門相談窓口

- 愛媛県若年性認知症支援コーディネーター ☎070-3791-0342
Email/jikoukai@eos.ocn.ne.jp
受付場所／高齢者総合福祉施設 ていれぎ荘（松山市水泥町405番地1）
受付時間／月曜日～金曜日 9時～17時 ※土日・祝日・年末年始を除く
- 全国若年性認知症コールセンター ☎0800-100-2707（通話無料）
受付時間／月曜日～土曜日 10時～15時 ※祝日・年末年始を除く
（水曜日のみ 10時～19時）

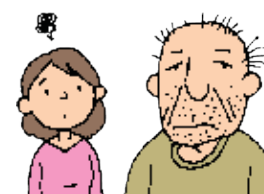
物忘れチェックリスト

下記の「物忘れチェックリスト」で認知症を疑うような行動等の変化に気づいたら、「気のせいかな」「年だから仕方ない」と自分で判断せず、早めに専門医療機関への受診をお勧めします。

☐ 直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった。



☐ おしゃれや清潔感など身だしなみに気を使わなくなった。



☐ 同じことを何度も言ったり、聞いたり、したりするようになった。



☐ 今まで好きだった趣味などへの興味や関心がなくなった。



☐ 置き忘れやしまい忘れが増えて、いつも探しものをしている。



☐ 外出したり、人と会ったりするのをおっくうがり、嫌がるようになった。



☐ 知っているはずの人やものの名前が出てこなくなった。



☐ 今までできていた家事、計算、運転などのミスが多くなった。



☐ つじつまの合わない作り話をするようになった。



☐ 日付や時間を間違えたり、慣れた道で迷ったりするようになった。



☐ 以前に比べ、ささいなことで怒りっぽくなった。



☐ 財布が見当たらないときなど、盗まれたと人を疑うようになった。



認知症の早期発見・早期受診



早期受診はメリットが大きい

- 発症の原因によっては、早い段階で治療を始めれば回復が期待できる場合もあります。
- 早期の対応で、その後の症状を和らげたり、進行を遅らせたりすることが期待できます。
- 今後の生活の備えやもしもの時の話し合いを余裕をもって進められます。

①まずかかりつけ医に相談

かかりつけ医には、本人や家族を日頃から知っている強みがあります。必要に応じて専門医療機関を紹介してくれます。

②気になることをまとめておく

診断に欠かせないのが、本人や家族からの情報です。本人の話はもちろん、家族からの視点、それぞれの話の食い違いなども重要な手がかりになります。医師に伝えたい内容をまとめておくとスムーズです。

事前に整理しておくポイント

- 性格や習慣などにどんな変化がいつ頃から現れたか
- 具体的に困っている症状は何か
- 日や時間帯によって変化があるか
- 既往歴(高血圧や糖尿病など)があるか
- 飲んでいる薬とその服用期間 など



本人が受診を拒むことがあります

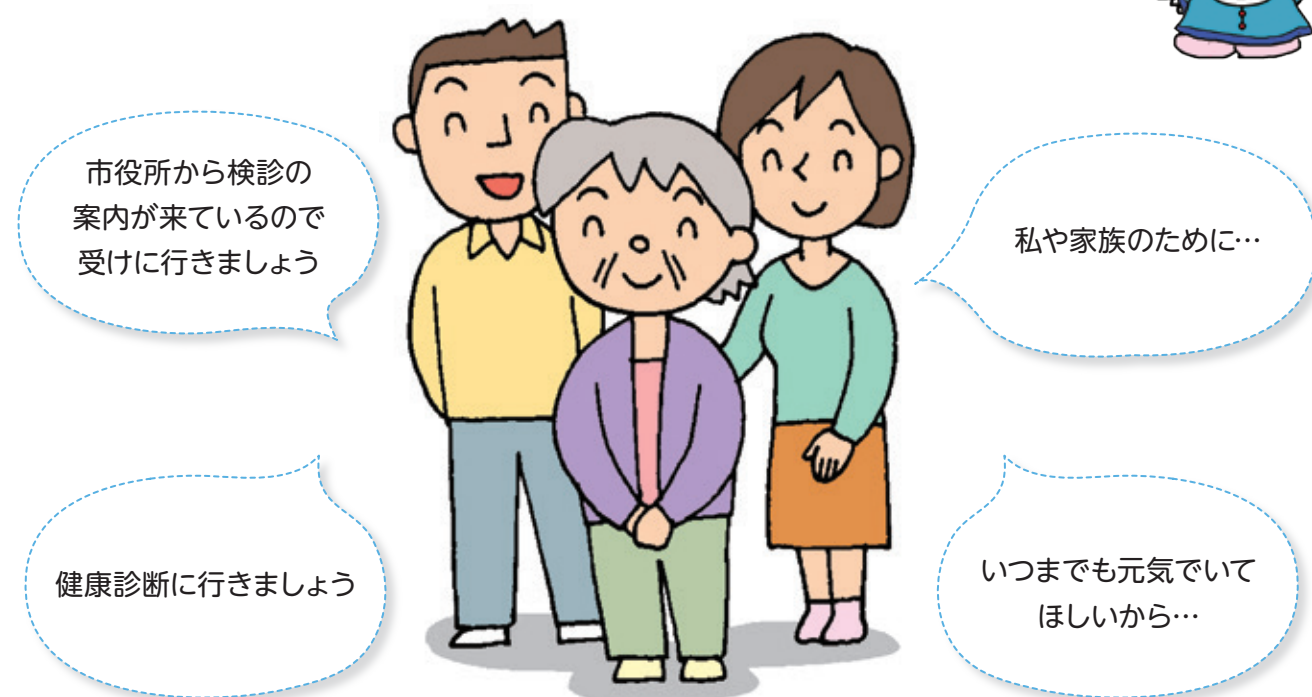
認知症は、新しく体験したことを忘れてしまう症状があり、物忘れをしていること自体を自覚していません。家族や周囲の人が「(物忘れが心配だから)病院に行きましょう」と勧めても、「自分はどこもおかしくないから病院に行く必要はない」と頑なに拒むことがあります。

自分ではおかしいと思っていないのに周囲から何度も受診を勧められたり、強引に病院に連れて行かれそうになれば、プライドを傷つけられ、不信感をあおることになり、さらに受診が困難になります。



本人が受診を拒んだ時の対応のポイント

受診を嫌がる方へ受診を勧めるためには、以下の対応が考えられます。



「市全体の高齢者を対象にした検診」という名目で受診を促したり、人間ドックなど体の調子を話題にしつつ認知症の診察を促します。他の病気の検査も一緒に行くと抵抗も少なくなります。

たとえ認知症であっても、家族への気遣いの気持ちは十分残されています。私や家族のためにも、いつまでも健康でいてほしいという家族の気持ちを正直に伝えるようにしましょう。

このように対応しても、うまくいかない場合もあります。どうしても受診してくれない時は、本人が一番信頼している人や同居以外の家族、かかりつけ医から勧めてもらったり、家族だけで専門医療機関の外来を訪れて相談しましょう。

松山市認知症初期集中支援チーム

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族に対して、専門職で構成されたチーム員が訪問し、本人の様子の確認や家族への助言等を行い、必要な医療や介護サービスに結び付けるサポートを行うことを目的としたチームです。

こんなときはご相談を

- 認知症の診断を受けたいけれど、受診を拒否しています…
- 認知症の症状が強くて介護に困っています…
- 医療や介護サービスを利用したいけれど拒否されてしまう…

支援チーム員

認知症の専門知識を持つ医療・保健・福祉の専門職(医師、保健師、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、社会福祉士など)で構成されています。



まずは地区を担当する地域包括支援センターへご連絡ください(裏表紙を参照)

認知症の人と接するときの大切なこと



認知症の人への対応には、偏見をもたず、「認知症は自分たちの問題である」という認識をもち、認知症の人を支援する姿勢が重要になります。

認知症の人だからといって、つきあい方を基本的には変える必要はありませんが、認知症の人には、認知症への正しい理解に基づく対応が必要です。



基本姿勢

認知症の人への対応の心得 3つの「ない」

- ① 驚かせない
- ② 急がせない
- ③ 自尊心を傷つけない

具体的な対応の7つのポイント

■まずは見守る

認知症と思われる人に気づいたら、本人やほかの人に気づかれないように、一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。近づきすぎたり、ジロジロ見たりするのは禁物です。

■余裕を持って対応する

こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で接しましょう。

■声をかけるときは1人で

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけます。

■後ろから声をかけない

一定の距離で相手の視野に入ったところで声をかけます。唐突な声かけは禁物。「何かお困りですか」「お手伝いしましょうか」「どうなさいましたか」「こちらでゆっくりどうぞ」など。

■相手に目線を合わせてやさしい口調で

小柄な方の場合は、体を低くして目線を同じ高さにして対応します。

■おだやかに、はっきりした話し方で

高齢者は耳が聞こえにくい人が多いので、ゆっくり、はっきりと話すように心がけます。早口、大声、甲高い声でまくしたてないこと、その土地の方言でコミュニケーションをとることも大切です。

■相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

認知症の人は急かされるのが苦手です。同時に複数の問いに答えることも苦手です。相手の反応をうかがいながら会話をしましょう。ただたどしい言葉でも相手の言葉をゆっくり聴き、何をしたいのかを相手の言葉を使って推測・確認していきます。

出典：全国キャラバンメイト連絡協議会出版

あなたも認知症サポーターになりませんか？

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、地域に暮らす認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。

松山市では認知症の人やその家族にとって住みやすいまちづくりを目指すため、認知症サポーター養成講座を開催しております。講座の受講を希望する「10名以上の企業・団体等」に講師を派遣していますので、各地域包括支援センター（裏表紙を参照）または松山市長寿福祉課（☎089-948-6949）へお問い合わせください。（※個人対象の認知症サポーター養成講座を年1回開催しています。開催日時などは、市長寿福祉課までお問い合わせください。）



認知症予防のための生活習慣のポイント



現段階では、認知症の予防に効果があることがわかっているのは運動ですが、それ以外でも食事や睡眠など、生活習慣に気をつけたり、脳を活性化する活動をするのが予防に効果があると考えられています。認知機能の改善も期待できます。

ポイント① 運動（身体活動）など、積極的に体を動かしましょう

ウォーキングや水泳、ジョギング、サイクリングなどの有酸素運動が適しています。近年、骨格筋の収縮によってマイオカイン（myokine）という生理活性物質が分泌され、脳や全身にいい効果を与えることもわかってきています。少なくとも2日に1度、20～60分程度行いましょう。



ポイント② バランスのとれた食事を心がけましょう

食事のポイントとしては、いろいろまんべんなく食べる。ほかに、次のようなものが挙げられます。

青背の魚を食べる

アジ、サバ、イワシ、サケなど



緑黄色野菜をたくさんとる

小松菜、ブロッコリー、ニンジン、ホウレンソウ、カボチャなど



よくかんで食べる

よくかむことは消化によいだけでなく、脳の血流を増やし、脳の刺激にもなります。



水分補給を忘れずに

脱水症状にならないように、1日1～1.5リットルを目安に水分をとりましょう。



飲むなら1合程度に

アルコールを飲むなら、日本酒換算で1合程度にしておきましょう。



ポイント③ 生活リズムをととのえましょう

朝起きたら朝日を浴び、食事や睡眠の時間など規則正しい生活を送り、はつらつと毎日を過ごすようにしましょう。



ポイント④ 他人との交流が予防薬！ 新しいことにチャレンジしましょう

他人との交流が週1回未満の高齢者は、毎日頻繁に交流している人に比べて、認知症になるリスクが約1.4倍近く高いことが判明しました。要介護になる可能性も1.4倍高くなります。月1回未満の場合は、死亡リスクも高まることも合わせて分かりました。

認知症を予防するために、意識的に、家族以外の人とコミュニケーションを取るようにしましょう。



認知症の進行と主な症状の例

※主にアルツハイマー型認知症の場合

※症状の現れ方には個人差があります

※認知症の進行の過程で日常の暮らしの中でみられる特徴的な行動の例です。思い当たることがあれば、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター（裏表紙）やかかりつけ医へ相談しましょう。

認知症の進行の例（右に行くほど発症から時間が経過し、進行している状態）

介護保険利用のタイミング		介護保険の認定申請をしましょう		介護保険サービスを利用しましょう	
認知症の進行過程	正常～軽度認知障害 (MCI) 物忘れはあるが日常生活は自立している	認知症疑い～初期 認知症の症状がみられるが日常生活は自立している	認知症初期～中期 誰かの見守りがあれば生活を送ることができる	認知症中期～後期 日常生活全般に誰かの手助けや介護が必要	認知症後期～終末期 常に介護が必要
本人の行動と心理状態	●物忘れの自覚がある。 ●何を食べたか思い出せない。 ●人や物の名前が出てこない。 ●約束をうっかり忘れてしまう。 ●「あれ」「それ」等の代名詞を多用する。 	●何度も同じ事を聞いたり話したりする。 ●料理の段取りや金銭管理に支障をきたす。 ●物をなくしたり、いつも何か探し物をしている。 ●買い物の際、同じものを買ってきたり小銭での支払いができなくなる。 ●意欲が低下し、趣味や日課をやめてしまう。 今までできていたことができなくなり、日常生活の中で失敗する場面が増えてくるため、自分が自分でなくなっていくような不安を感じています。 物忘れに不安を感じ、気分が落ち込んだり、「頭の中に霧がかかったような感じがする」「頭が変になったようだ」と何らかの異常を感じています。	●よく知っている場所で道に迷うことがある。 ●薬の飲み忘れが目立つようになる。 ●家事が上手でできなくなる。 ●火の不始末が見られるようになる。 ●大事な物をしまい忘れ誰かに盗まれたら妄想 自分の能力低下を感じてるとムキになって怒り	●時間、場所、季節がわからなくなる。 ●食事、トイレ、入浴、着替えなど一人では難しくなる。 ●外出して一人で家に帰れなくなる。（徘徊） ●自宅にいるのに「家に帰る」と言う。 ●突然怒り出したり、興奮したり、介護に抵抗することがある。 物忘れの自覚がなくなり、困っていることは何もないと言い張るなど自覚のない態度がみられます。 不安になったり、イライラしたりします。家族からできないことを指摘することがあります。	●親しい人や家族が認識できなくなる。 ●言葉数が減る。 ●食べ物が飲み込みにくくなり、むせやすくなる。 ●日中うつらうつらしていることが多い。 ●生活全般に介護が必要になってくる。 言葉で意思を伝えることは難しくなりますが、「気持ちいい」「嬉しい」などの感情は保たれており、表情やしぐさで表現することはできません。 「叱られた」「馬鹿にされた」などの嫌な記憶は、細かな内容は覚えていなくても感情として残っています。
生活上のポイント	●普段から近所や地域の方との交流の機会を持つようにしましょう。 ●ウォーキングなど有酸素運動を行いましょう。 ●かかりつけ医が決まっていな方は、今後の事を考えてかかりつけ医を持つようにしましょう。	●大事なことや物の置き場所などは、メモに書き留めたり、目につきやすい所に貼り紙をしておくといでしょう。 ●閉じこもりにならないように、外出の機会を持つなど積極的に活動しましょう。 ●家事や趣味活動などを続け、手先や頭を使いましょう。	●火の不始末や行方不明など、万一の時の対策を考えましょう。 ●薬の飲み忘れがないように、お薬カレンダーを利用したり、一回に飲む薬は薬局で一包にまとめてもらいましょう。 ●物盗られ妄想は身近な人が疑われます。り、理屈で説得するのではなく、日頃察し、一緒に探して本人に見つけてもらうような工夫をしましょう。	●身体機能の低下により転倒などの事故が起きやすくなるため、介護保険による住宅改修や福祉用具の利用を検討するなど住まいの環境を整えましょう。 ●自宅か施設等か今後の住まいについて検討しましょう。 ●自ら体調不良を訴えることが難しくなります。本人の様子に変化があればかかりつけ医に相談しましょう。	●肺炎や脱水にならないよう口の中を清潔に保ち、水分摂取を心がけましょう。 ●体調が悪化した際の対応について主治医に相談しておきましょう。 ●ベッドで寝かせきりにせず、食事の時には座る姿勢にする機会を持ちましょう。
家族へのアドバイス	●認知症サポーター養成講座を受講したり、認知症カフェに参加するなど、認知症に関する知識や本人との接し方を学びましょう。 ●今後の生活設計についての備えをしておきましょう（介護、金銭管理、終末期をどう迎えたいのかについて、本人と話し合っておきましょう）。	●早期に専門医療機関にかかり適切な診断や治療を受けましょう。 ●間違っているけど訂正しようと説得せずに、本人が納得できるよう気持ちを受け止めましょう。時間をおくことで気持ちが変わることがあります。 ●自尊心を傷つけないよう、さりげなく手助けをしましょう。	●判断能力の低下により、悪質商法の被害があるため、対策を考えておられて住んでいる家族は定期的な電話で話す機会を持ちましょう。 ●家事や仕事、趣味などまだまだできることはありまいように、本人の役割を奪わないことができることを大切にしましょう。 ●認知症であることを兄弟、親戚、職場、隣近所、民生委員など身近な人に伝え、理を作りましょう。	●家族の介護負担が増えてきます。すべてを抱え込まずに相談窓口で相談したり、医療や介護サービスを適切に利用しましょう。 ●家族の会や認知症カフェなどで自分の気持ちを話す機会を持つようにしましょう。 ●介護者自身の健康管理に気を付け、休息や楽しみなど気分転換の時間を持てるよう、介護サービスを上手に活用しましょう。	●言葉でのコミュニケーションができなくても、優しく手を握ったり背中をさするなどのスキンシップを心がけ、本人にとっての快さを重視しましょう。 ●日頃からサービス事業所とこまめな情報交換をしましょう。 ●どのような終末期を迎えるのか医師やサービス事業所などの関係者とよく話し合っておきましょう。

認知症の進行に合わせて受けられる サービスの例

※物忘れがみられ始めた頃から常に介護が必要な時期までの認知症の進行過程に応じて受けられる
主なサービスの例です。具体的な内容については、13ページ以降をご覧ください。

認知症の進行の例(右に行くほど発症から時間が経過し、進行している状態)

介護保険利用のタイミング		介護保険を利用することを検討してみましょう (サービスの種類や費用などを調べましょう)		介護保険の認定申請をしましょう		介護保険サービスを利用しましょう					
認知症の進行過程		正常～軽度認知障害 (MCI) 物忘れはあるが日常生活は自立している		認知症疑い～初期 認知症の症状がみられるが日常生活は自立している		認知症初期～中期 誰かの見守りがあれば日常生活を送ることができる		認知症中期～後期 日常生活全般に誰かの手助けや介護が必要		認知症後期～終末期 常に介護が必要	
目的別支援内容											
①認知症・介護に関する相談窓口 (13ページへ)	認知症・介護の相談	地域包括支援センター／市役所／社会福祉協議会／認知症地域支援推進員／担当ケアマネジャー									
	家族へのサポート	認知症の人と家族の会愛媛県支部／認知症カフェ／認知症サポーター・チームオレンジ									
②医療を受ける (15ページへ)	認知症の相談・診断・病気の治療	かかりつけ医／認知症サポート医／認知症専門医／認知症疾患医療センター									
③介護予防・認知症予防 (17ページへ)	地域の活動に参加したい	ふれあい・いきいきサロン活動支援事業									
	健康づくりに取り組みたい	保健所									
④地域の見守り (18ページへ)	見守りや安否確認をお願いしたい	民生委員／愛の一声訪問事業／かぎ預かりSOS									
	徘徊が心配な時には	徘徊高齢者家族支援サービス事業／おまもりネット									
⑤生活支援等のサービス (19ページへ)	生活の手伝いをお願いしたい	地域福祉サービス事業									
	財産・権利を守る	松山市消費生活センター／松山市権利擁護センター／成年後見制度									
⑥介護保険サービス (20ページへ)	介護保険サービスの利用・相談	地域包括支援センター／居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)									
	自宅に来てもらうサービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)／訪問入浴介護／訪問リハビリテーション／定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
	施設に通うサービス	通所介護(デイサービス)／通所リハビリテーション(デイケア)／認知症対応型通所介護									
	施設に短期間入所するサービス	短期入所生活介護(ショートステイ)／短期入所療養介護(ショートステイ)									
	通い・訪問・泊まりができるサービス	小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護									
	健康管理	訪問看護／居宅療養管理指導									
	福祉用具・住宅改修	福祉用具貸与・福祉用具購入／住宅改修費支給									
⑦住まい (21ページへ)	介護保険施設	介護老人保健施設／介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)／介護医療院									
	見守り、食事提供等を受けられる施設	ケアハウス／サービス付き高齢者向け住宅／有料老人ホーム／認知症対応型共同生活介護(グループホーム)									
⑧緊急時の対応 (22ページへ)	もしもの時は	緊急通報体制整備事業／警察署／消防署									

※上図は、各サービスと認知症の進行状況の関係を大まかに示したものです。実際のサービスの利用に当たっては、個々の認知症の人の身体的・精神的状態によって利用できない場合があります。サービスの利用についてのご相談は、次ページ以降をご覧ください。

目的別支援内容

① 認知症・介護に関する相談窓口

認知症・介護の相談

地域包括支援センター

高齢者に介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援を行うため、松山市が委託して運営している公的な相談窓口です。

松山市内には13か所のセンターと2か所のサブセンターがあります。

▶ 問合せ先：各地域包括支援センター
(裏表紙参照)

松山市役所

介護保険の手続きやその他福祉サービスの相談ができます。また、松山市では、長寿福祉課内に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、基幹型地域包括支援センターとして、高齢者への総合的な支援をはじめ、各地域包括支援センターへの指導や助言を行っています。

▶ 問合せ先：松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

松山市社会福祉協議会

すべての人が安心して暮らせる豊かな福祉社会を実現するため「みんなが参加し つながり支えあう 共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、関係機関・団体及び地域住民と協働し、社会福祉協議会の使命である地域福祉推進に積極的に取り組んでいます。

▶ 問合せ先：松山市社会福祉協議会

事業名	担当課	連絡先
ふれあい・いきいきサロン活動支援事業 (P17参照) 愛の一声訪問事業 (P18参照) かぎ預かりSOS (P18参照) おまもりネット (P18参照) 地域福祉サービス事業 (P19参照)	地域支援課	941-3828
松山市権利擁護センター (P19参照)	権利擁護支援課	913-9046



みなさんこんにちは。
認知症を知ってもらうために
頑張りますので
よろしくお願いします。

僕たちのご先祖さま（白鷺）が、足にケガをしたとき、岩の間から湧き出る湯に浸したら、ケガが治ったそうです。それが道後温泉。道後温泉本館と別館「飛鳥乃湯泉」（あすかのゆ）の屋根の上には、ご先祖さまが飾られています。



認知症地域支援推進員

松山市では、認知症になっても住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。

推進員は、認知症の人を支援する関係機関のネットワークづくりや、認知症の人やその家族の相談・支援体制の整備に取り組んでいます。

▶ 問合せ先：各地域包括支援センター
(裏表紙参照)
または松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

家族へのサポート

認知症の人と家族の会愛媛県支部

認知症に関心のある人なら、誰でも入会可能な全国規模の団体です。共に励まし合い、助け合って、認知症になっても安心して暮らせる社会を目指しています。

主な取り組みとしては、家族や介護者が集まる情報の交換や勉強会などを行う「つどい」の開催や、認知症に関する電話相談を受け付けています。そのほか、機関誌の発行、研修会の開催、講演会の講師派遣など、様々な活動をしています。

【電話相談】月・火・木・金曜日 10:00～16:00

※年末年始・祝日を除く

▶ 問合せ先：認知症の人と家族の会愛媛県支部
(☎923-3760)

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、どなたでも気軽に参加でき、互いに交流することができる「集いの場」です。認知症の人にとっては、地域とつながることができる場になり、家族にとっては認知症の方と交流し、認知症について理解を深められる場となっています。認知症カフェの情報は、松山市または愛媛県のホームページ参照。

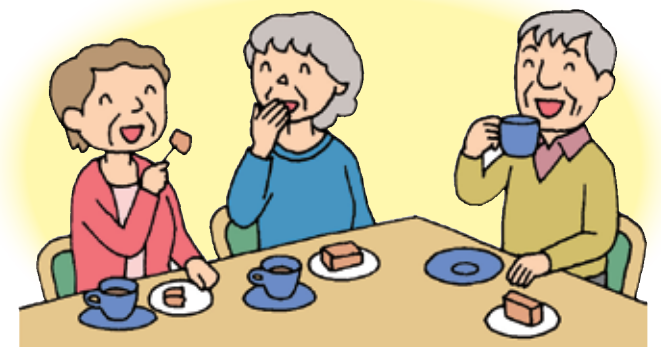
▶ 問合せ先：各地域包括支援センター
(裏表紙参照)
または松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

認知症サポーター、チームオレンジ

「認知症サポーター」とは、認知症の人とその家族の応援者(サポーター)のことです。サポーターは何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族の“心の杖”となる立場の人です。(認知症サポーター養成講座については7ページをご覧ください。)

また、認知症の人や家族の支援のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的な活動が「チームオレンジ」です。

▶ 問合せ先：各地域包括支援センター
(裏表紙参照)
または松山市長寿福祉課
(☎948-6949)



ぎんちゃん

大好物は坊っちゃん団子とタルトです。
趣味は体操とウォーキングです。



目的別支援内容

②医療を受ける

認知症の相談・診断・病気の治療

かかりつけ医

日頃から本人の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか、健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師（ホームドクター）のことをいいます。

本人の健康状態などを詳しく把握しているうえ、本人や家族との信頼関係ができているので、本人に自覚がない時などにも受診しやすい医療機関です。いざというとき適切に対応してくれますので、日頃から「かかりつけ医」を決めておくといでしょう。

認知症サポート医

認知症サポート医とは、国立長寿医療研究センターが行う認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言やその他の支援を行う医師です。

認知症の人の診療に習熟しているとともに専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となっています。

認知症サポート医がいる医療機関一覧をご参照ください（16ページ）。

愛媛県認知症サポート医養成研修修了者一覧については、愛媛県ホームページ「認知症サポート医養成研修・かかりつけ医認知症対応力向上研修について」をご覧ください。

認知症専門医

認知症専門医とは、日本老年精神医学会や日本認知症学会など学会が認定している認知症の専門医のことで、主に「精神科」「神経内科」「心療内科」「脳神経外科」といった診療科に在籍しています。

また、認知症に特化している場合は、「物忘れ外来」という診療科を掲げている医療機関もあります。

認知症の専門医は、かかりつけ医から紹介してもらうこともできます。

認知症疾患医療センター

都道府県から指定を受けた認知症医療における専門医療機関です。現在、愛媛県内には7か所あり、「地域拠点センター」が6か所、「中核センター」が1か所指定されています。

〈地域拠点センター（松山圏域）〉

医療法人誠志会 砥部病院

認知症医療に関する地域の拠点として、認知症の早期発見や早期対応の促進、医療や介護等の連携強化や専門職への教育などを行います。

【対応時間等】10：00～15：00

※土、日、祝日を除く

▶問合せ先：医療法人誠志会 砥部病院
(☎957-5538)

〈中核センター：愛媛大学医学部附属病院〉

地域拠点センターへの助言・指導等を通じ、県下全域にわたる認知症医療水準の向上を担う医療機関です。



ぎんこちゃん
大好物はみかんです。
趣味は俳句です。

認知症サポート医がいる医療機関一覧（松山医療圏）

医療機関名	住所	電話番号
一般財団法人永頼会 松山市民病院	松山市大手町2丁目6-5	089-943-1151
一般財団法人真光会 真光園	松山市南高井町1491	089-975-2000
医療法人 沖永内科医院	松山市北斎院町85-1	089-972-0634
医療法人 北吉田診療所	松山市北吉田町1019-1	089-965-4180
医療法人 友愛医院	松山市水尾町90-1	089-976-6262
医療法人一朋会 増田病院	松山市山越3丁目5-24	089-924-7804
医療法人鶯友会 牧病院	松山市菅沢町甲1151-1	089-977-3351
医療法人三志会 佐藤医院	松山市鴨川1丁目8-26	089-978-0018
医療法人樹人会 北条病院	松山市河野中須賀288-5	089-993-1200
医療法人順風会 天山病院	松山市天山2丁目3-30	089-946-1555
医療法人聖愛会 松山ベテル病院	松山市祝谷6丁目1229	089-925-5000
医療法人誠志会 砥部病院	伊予郡砥部町麻生40-1	089-957-5511
医療法人創実会 河田外科脳神経外科医院	松山市六軒家町3-19	089-924-1590
医療法人たくま会 福原内科医院	松山市保免上2-3-10	089-941-8868
医療法人天真会 南高井病院	松山市南高井町333	089-976-7777
医療法人東西会 千舟町クリニック	松山市千舟町6丁目4-9	089-933-3788
医療法人光佑会 くろだ病院	伊予郡松前町神崎586	089-984-1201
医療法人ミネルワ会 渡辺病院	松山市空港通7丁目13-3	089-973-0111
医療法人萌生会 稲田内科医院	伊予市下吾川381-1	089-983-3003
医療法人友朋会 栗林病院	松山市溝辺町甲331	089-977-3311
医療法人和昌会 貞本病院	松山市竹原町1丁目6-1	089-945-1471
愛媛医療生活協同組合 愛媛生協病院	松山市来住町1091-1	089-976-7001
愛媛県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川454	089-964-5111
おおぞら病院	松山市六軒家町4-20	089-989-6620
大手町クリニック	松山市大手町1丁目4-1 ココファン松山大手町1階	089-931-1374
大野皮膚科	松山市南久米町686-8	089-975-6788
梶浦病院	松山市三番町4丁目4-5	089-943-3620
かしもと内科・胃と腸の内視鏡クリニック	松山市来住町518	089-976-7161
かどた脳神経外科	松山市古川北2丁目10-6	089-960-0020
河辺整形外科	伊予郡松前町浜858	089-985-0500
衣山クリニック	松山市衣山2丁目2-25	089-922-6336
こさか心療内科・デイケア・もの忘れクリニック	松山市小坂3丁目3-1	089-909-5670
このはな脳とこころの診療所	東温市北野田820-1	089-955-5087
社会福祉法人恩賜財団 済生会松山病院	松山市山西町880-2	089-951-6111
辻整形外科クリニック	東温市北方甲2880-1	089-960-6555
帝人松山診療所	松山市北吉田町1059	089-971-5968
長井医院整形外科・内科	松山市築山町7-11	089-947-1808
中野クリニック	東温市志津川1577-1	089-960-5800
野本記念病院	松山市三番町5丁目12-1	089-943-0151
はしだクリニック	松山市和泉南6丁目2-27	089-961-1122
はらだ脳神経外科	松山市桑原4丁目8-31	089-933-2122
久野内科	松山市此花町7-24	089-932-5567
増田整形外科	松山市南梅本町1136-2	089-970-2020
三津整形外科	松山市古三津3丁目5-5	089-968-3333
もりもと在宅クリニック	松山市道後一万3-1	089-927-3331
やまだ耳鼻咽喉科	松山市古川北3丁目4-26	089-956-4133

※かかりつけ医からの紹介状（診療情報提供書）、事前予約が必要な場合や診療曜日等が限られている場合がありますので、受診等される場合は各医療機関にあらかじめご相談ください。（出典：愛媛県認知症サポート医養成者一覧 令和8年3月末）

目的別支援内容

③介護予防・認知症予防

地域の活動に参加したい

ふれあい・いきいきサロン活動支援事業

市内に住所を有する65歳以上の高齢者が心身機能の維持向上および介護予防を目的に、公民館や集会所等に集い、介護予防メニューを行う自主的なサロン活動を支援するための事業です。

新規立ち上げや活動に対する支援を行っています。

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 地域支援課
(☎941-3828)



健康づくりに取り組みたい

保健所（健康づくり推進課）

■健康相談

健康に関する相談を電話または来所（予約制）で行います。

【時間】9：00～17：00

【場所】松山市保健所

▶問合せ先：松山市保健所 健康づくり推進課
(☎911-1817)

■栄養相談

食べ物、栄養に関する相談に応じます。なお、栄養士不在の医療機関に通院している方や個別の症例に応じた相談を希望する場合は、主治医の栄養指導指示書が必要です（要予約。ただし、特定保健指導に関することは除きます。）。

【時間】9：00～12：00、13：00～16：00

【場所】松山市保健所

▶問合せ先：松山市保健所 健康づくり推進課
(☎911-1818)



④地域の見守り

見守りや安否確認をお願いしたい

民生委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。

なお、お住まいの地区の民生委員をお知りになりたい場合は、下記までお問い合わせください。

▶問合せ先：松山市生活福祉総務課 総務担当
(☎948-6391)

愛の一声訪問事業

おひとり暮らしの高齢者のご家庭に乳酸菌飲料を訪問配布し、安否確認をするとともに孤独感の解消に努める事業です。

【利用料】無料

【対象者】①市内に住む満77歳以上のひとり暮らしの方

②安否確認が必要な方

③乳酸菌飲料が飲める方

④緊急通報装置、福祉電話を利用していない方

【利用方法】各地区担当の民生委員からの申請となります。

まずは、民生委員にご相談ください。

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 地域支援課
(☎941-3828)

かぎ預かりSOS （かぎ預かり緊急時対応事業）

ご自宅の「かぎ」をあらかじめお預かりし、様子がおかしいと思われるときに、緊急連絡先や民生委員等への状況を確認したうえで、複数名立会いのもと、お預かりしている鍵を使って家屋内に入り、ガラス等を割ることなく安否確認を行うという仕組みです。

【利用料】無料

※申し込みには、市社協個人会員への入会（1口1,000円）が必要です。（会費は年度ごとの更新制です。）

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 地域支援課
(☎941-3828)

徘徊が心配な時には

徘徊高齢者家族支援サービス事業

市内に住所を有するおおむね65歳以上の認知症状によって徘徊の見られる高齢者を、居宅において介護している家族に対するサービスです。高齢者に小型の電波発信機を携帯してもらい、行方が分からなくなった場合に、家族からの連絡を受けた受信センターが速やかに位置を検索し、家族にお知らせします。（受信センターは位置を家族に伝えるだけで捜しに行くことはありません。）

【利用料】市民税所得割課税世帯 月：1,000円
市民税所得割非課税世帯 月：500円

▶問合せ先：松山市長寿福祉課
(☎948-6784)

おまもりネット（松山市認知症高齢者SOSネットワーク）

認知症高齢者が、外出し行方不明になった場合、早期に発見できるよう、協力者や協力事業者等に電子メールにて、捜索協力を依頼します。

【利用登録】外出し行方不明になる恐れがある認知症高齢者の情報を事前に登録します。

【協力登録】登録には、「個人」としての登録と「事業所」としての登録の2つがあります。

【登録方法】下記連絡先へお問い合わせください。

▶問合せ先：松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

松山市社会福祉協議会 地域支援課
(☎941-3828)



目的別支援内容

⑤生活支援等のサービス

生活の手伝いをお願いしたい

地域福祉サービス事業

在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等で、何らかの原因によって日常生活に支障が生じている家庭を、地区社会福祉協議会を通じて協力会員（地域住民）が訪問し、簡易な生活援助等を行う地域住民の参加と協力による有料の住民参加型在宅福祉サービスです。

※地域によっては、必ずしもサービスが提供できるとは限りません。

【活動例】話し相手、ゴミ出し、庭の草引き、電球の交換など

【利用料】30分100円（協力会員1人につき）

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 地域支援課（☎941-3828）



財産・権利を守る

松山市消費生活センター

消費生活相談

高齢者などが消費トラブルにあった際に、適切な支援や助言を行う相談窓口です。

【時間】8：30～16：00 窓口または電話で相談に応じます。（☎948-6382）

消費生活講座（出前講座）

消費生活講座は、悪質商法や特殊詐欺の被害防止を目的としています。

講座の受講を希望する10名以上の団体に講師を派遣しますので、下記へお問い合わせください。

▶問合せ先：松山市市民生活課 消費生活センター（☎948-6381）

松山市権利擁護センター（松山市権利擁護センター運営事業・福祉サービス利用援助事業）

松山市権利擁護センター運営事業

認知症高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を守るための相談窓口です。（令和3年4月1日からは、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく中核機関に位置付けられました。）

【内容】成年後見制度利用など権利擁護に関する相談及び支援を行います。また、弁護士・司法書士・行政書士による無料相談も定期的に実施しています。（要予約）

福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、生活支援員が訪問援助します。

【内容】福祉サービス利用の相談や援助、日常的な金銭管理等

【利用料】1時間まで1,000円

※ただし、生活保護を受けている人は無料です。

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 権利擁護支援課（☎913-9046）

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が財産管理や身上保護についての契約などの法律行為を行うときに、その人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を守り支援する制度です。本人・配偶者・四親等以内の親族、もしくは必要に応じて市長が家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行い、本人の判断能力や必要性に応じて後見人等が選任され対応します。

また、将来判断能力が衰えたときに備えて、どのような援助を受けるかをあらかじめ決めておく「任意後見制度」もあります。成年後見制度に関する総合的な相談は下記へお問い合わせください。

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 権利擁護支援課（☎913-9046）

市長申立てについて

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人のうち、身寄りのない人や身内の援助が期待できない人の人権を守るため、市長が家庭裁判所に対して、成年後見制度の審判を申し立てます。市長申立てに関する相談は下記へお問い合わせください。

【市長申立ての相談窓口】

疾患、障がいの種別	担当課	連絡・相談先
認知症高齢者	長寿福祉課	☎948-6949
知的・精神障がい者	障がい福祉課	☎948-6719

⑥介護保険サービス

- ※1 介護保険サービスを利用するには、要支援・要介護認定が必要です。詳細は、担当ケアマネジャーまたは、各地域包括支援センター、松山市介護保険課へ。
- ※2 地域密着型サービスは、認知症のある方、高齢者の方々が長年住み慣れた地域で生活ができるよう、原則松山市民のみが利用できるサービスです。

介護保険サービスの利用・相談

地域包括支援センター 連絡先は裏表紙参照。

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

本人、家族の意向を伺い、心身の状態に応じた居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成し、サービス提供機関との連携・調整ほか、各種相談等を行います。

自宅に来てもらうサービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排泄などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの日常生活の支援を行います。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ移動入浴車などで自宅を訪問し、介護職員と看護職員が入浴の支援を行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、医学的な管理のもとでリハビリテーションを行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して1日に複数回の定期巡回と随時の対応で、介護と看護を一体的に受けられるサービスです。

※要支援1・2の人は利用できません。

※地域密着型サービス

施設に通うサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護事業所で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。

※地域密着型の通所介護もあります。

目的別支援内容

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。
※地域密着型サービス

施設に短期間入所するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴、食事、生活訓練などのサービスが受けられます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでリハビリテーション、入浴、食事などのサービスが受けられます。

通い・訪問・泊まりができるサービス

小規模多機能型居宅介護

小規模な施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」や施設に「泊まる」サービスを柔軟に組み合わせて利用することができます。
※地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・泊まりで介護や医療・看護のケアを受けられます。
※地域密着型サービス

⑦住まい

介護保険施設

介護老人保健施設

要介護1以上の認定を受けており、病状安定期で入院治療の必要がない状態の方へ、リハビリテーション中心の医療サービスと入浴・食事などの介護サービスを行い、在宅復帰を目指します。

健康管理

訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、主治医と連携をとりながら、療養上の世話や健康管理を行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

福祉用具・住宅改修

福祉用具貸与・福祉用具購入

福祉用具のレンタルや購入をすることができます。
購入したときは助成があり、同一年度内で購入費全体として合計10万円を上限に、購入費のうち自己負担分を差し引いた額が支給されます。
※購入前に事前申請が必要です。

住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたときは助成があり、1軒につき改修費全体として20万円を上限に、改修費のうち自己負担分を差し引いた額が支給されます。
※着工前に事前申請が必要です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則要介護3以上の認定を受けており、寝たきりや認知症により日常生活において常時介護が必要な状態で、自宅では介護が困難な方へ家庭に代わる生活の場として、介護や療養上必要な支援を行います。
※地域密着型の介護老人福祉施設もあります。

介護医療院

要介護1以上の認定を受けており、医学的な管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

見守り、食事提供等を受けられる施設

ケアハウス

身の回りのことは自分でできるものの、身体機能の低下により、独立して生活するには不安がある場合等に入所できる施設です。

サービス付き高齢者向け住宅

介護の専門職による見守りや安否確認・生活相談を受けられる高齢者向けのバリアフリー構造の住宅です。

⑧緊急時の対応

もしもの時は

緊急通報体制整備事業

市内に住所を有するおおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等であって、要介護認定を受けている等の身体的状況に該当する方のご自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターが迅速かつ適切な措置を講じます。平常時には相談を受け付けたり安否確認を行います。

■協力者駆け付け方式
松山市内に在住でそれぞれ別世帯の協力者2名以上が必要です。協力者には緊急時に受信センターがお願いすることに、いつでも対応いただきます。

【利用料】 市民税所得割課税世帯 月：1,000円
市民税所得割非課税世帯 月：500円

■警備員駆け付け方式
緊急時には、必要に応じて松山市が委託した警備員がご自宅に伺います。

【利用料】 市民税所得割課税世帯 月：2,000円
市民税所得割非課税世帯 月：1,000円

▶問合せ先：松山市長寿福祉課
(☎948-6842)

有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」です。有料老人ホームは「介護付」「住宅型」などに分けられます。それぞれの特徴や入居基準・サービス内容が異なります。
※地域密着型の有料老人ホームもあります。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援2以上の認定を受けている認知症のある高齢者が、小規模で家庭的な雰囲気の中で、介護や日常生活の支援を受けながら共同生活を送る住宅です。
※地域密着型サービス

警察署／消防署

消費者被害等の犯罪被害や徘徊による行方不明あるいは急病などの場合は、迅速に警察や消防に通報・相談しましょう。

▶警察署 緊急時：110		
松山東警察署	勝山町2-13-2	☎943-0110
松山南警察署	北土居3-6-17	☎958-0110
松山西警察署	須賀町5-36	☎952-0110
愛媛県警察本部	南堀端町2-2	☎934-0110

▶消防署 緊急時：119

